

令和8年ハブ咬症注意報発令要領

1 趣旨

本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間40人～60人のハブ咬症患者が発生している。

これまでのハブ対策の推進により、近年、ハブ咬症による死亡者は発生していないが、ハブ咬症患者の中には、未だ後遺症に悩まされる事例も多く、健康や日常生活に及ぼす影響は大きい。

このようなことに鑑み、広く県民、観光客等に対し、ハブ咬症についての注意を喚起し、ハブによる被害の未然防止を図る。

2 発令期間

令和8年5月1日～6月30日

3 広報活動

- (1) 県内の報道機関に対し、注意報発令の趣旨、ハブ咬症に関する情報等を提供し、ハブ咬症防止について協力を要請する。
- (2) 県の機関や市町村、各種団体等に対して注意報発令を通知するとともに各種広報媒体への掲載を依頼する等協力を呼びかける。
- (3) ハブ咬症注意報 別紙のとおり